

中野区教育委員会会議録

令和2年第5回臨時会

令和2年8月28日

中野区教育委員会

令和2年第5回中野区教育委員会臨時会

○日時

令和2年8月28日（金曜日）

開会 午前9時30分

閉会 午前10時31分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 小林 福太郎

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 渡邊 仁

○出席職員

教育委員会事務局次長 戸辺 眞

参事（子ども家庭支援担当） 小田 史子

子ども・教育政策課長、学校再編・地域連携担当課長

永田 純一

指導室長 宮崎 宏明

学校教育課長 板垣 淑子

子ども教育施設課長 塚本 剛史

文化国際交流担当課長 矢澤 岳

○書記

教育委員会係長 金田 英司

教育委員会係 香月 俊介

○会議録署名委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 渡邊 仁

○傍聴者数

0人

○議事日程

1 議決事件

- (1) 第40号議案 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則及び中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

2 協議事項

- (1) 明和中学校の新校舎整備期間延長に伴う指定校変更の取扱いについて（子ども・教育政策課）
- (2) 「旧中野刑務所正門」の取扱いにかかる意見について（子ども・教育政策課）

○議事経過

午前9時30分開会

入野教育長

おはようございます。

定足数に達しましたので、教育委員会第5回臨時会を開会いたします。

それでは議事に入ります。

本日の会議録署名委員は、渡邊委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりでございます。

それでは日程に入ります。

<議決事件>

入野教育長

最初に議決事件の審査を行います。

議決事件の1番目、第40号議案「中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則及び中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について、上程いたします。

初めに事務局から提案の説明をお願いいたします。

指導室長

それでは第40号議案につきまして、補足説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響を鑑み、令和2年度における夏季休暇に係る夏季の期間の特例を設ける必要があることから、これらの規則を改正するものでございます。

その内容は、通常、夏季休暇に係る夏季の期間は7月1日から9月30日までとなっておりますが、この期間中に夏季休暇の取得が可能だということでございます。

その終期、終わりの時期を10月31日まで、約1カ月間延長するものでございます。

規則改正の詳細な内容は新旧対照表をごらんください。

施行期日は公布の日でございます。

なお、今回の夏季休暇に係る夏季の期間の特例は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、業務調整、配置調整等を行ったとしても難しい所属が一部にあるため、全庁的な取組として行おうとするものであり、幼稚園教員及び任短教員に特化して行うものではありません。

ご説明は以上でございます。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

それでは簡易採決の方法により採決を行います。

ただいま上程中の第40号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

<協議事項>

入野教育長

続いて協議事項に移ります。

協議事項の1番目「明和中学校の新校舎整備期間延長に伴う指定校変更の取扱いについて」を協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

学校再編・地域連携担当課長

「明和中学校の新校舎整備期間延長に伴う指定校変更の取扱いについて」につきまして、お手元の資料によりましてご説明をいたします。

明和中学校につきましては、令和3年4月に、第四中学校と第八中学校を統合し、現在の第四中学校の位置で学校を開校する予定でございます。

また、旧若宮小学校の位置に開設する新校舎の整備期間が延長されるということに伴いまして、統合から新校舎移転の前年度まで、以下のとおり指定校変更を認めるというものでございます。

その内容は大きく3点ございます。

まず一つ目が、令和元年度に通学区域変更した地域、AとBの地域でございますが、その適用期間の延長ということでございます。

裏面でございます。指定校変更の理由といたしましては、令和4年度末までの適用期間としてございましたが、このたび新校舎移転が令和7年度以降まで延期となったことから、

その適用期間を新校舎移転の前年度まで延長するというものでございます。

二つ目が、第八中学校の通学区域Cに居住する子どもの北中野中学校への指定校変更でございます。指定校変更の理由といたしましては、西中野小学校の通学区域につきましては、図のAとCの地域でございますが、Cの地域につきましては、北中野中学校に進学ができないという状況となっております。一つの小学校から一つの中学校に進学することを学校再編計画（第2次）の考え方の基本としておりますことから、このCの地域につきましても、これを認めるという考えでございます。

三つ目といたしましては、第八中学校の通学区域Bに居住する子どもの、北中野中学校への指定校変更でございます。指定校変更の理由といたしましては、今回、統合新校への通学期間が在学期間を超えるということとなりました。また、北中野中学校のほうの受入体制についても確保できる見通しであることから、図のDの地域につきましても、選択できるようにこれを認めるというものでございます。

この指定校変更を適用する期間につきましては、記載のとおり、新校舎の移転の時期を令和7年度とした場合は、令和3年度、4年度、5年度、6年度の4年間ということでございますけれども、新校舎の移転の日程が確定すれば、その2年前からこの指定校変更の希望者は減少するものと考えているところでございます。

ご説明は以上でございます。

入野教育長

ただいまの説明につきまして、ご発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

2年間延長された中で、合理的な取扱いではないかと思えます。

地域の方からも、こういった変更についての要望というのは出ているのでしょうか。

学校再編・地域連携担当課長

昨年の11月から12月にかけて、この第四中学校・第八中学校の統合の時期は延期しない、そして、新校舎への移転の時期が遅くなるという地域説明会をさせていただきました。

その際に、保護者の方々から、この第八中学校の地域から、第四中学校まで通学する期間が長くなるということについては、やはり通学の負担を考慮し、そうした柔軟な対応をお願いしたいといったようなご要望をいただいていたところでございます。

入野教育長

ほかにございますでしょうか。

伊藤委員

確認なのですけれども、新校舎移転の前年度ということは、認められなくなった年のお子さんは、その年度途中、1年生になって、その1年生のうちに新校舎ができて、移転ができるという意味合いですよ。当該年度、移転の年は認めないから、これが認められなくなった年の人は必ず、入った年の途中で新校舎ができるという考え方でいいですよ。

学校再編・地域連携担当課長

そのような考え方でございます。

小林委員

わかれば教えていただきたいのですが、通学区域の弾力化に関しては、平成8年度に文部科学省からかなり見直しがあつて、本区でもそういう形をとっていると思うのですが、例年そういった、どれぐらいこの制度で、弾力的な扱いをしているのか。区全体でですね。

今、わからなければ後でいいですので、ぜひ教えていただきたいと思います。

私がここで何を言いたいかというと、今回のこういう状況の中で、当然の措置だと思いますし、様々想定できなかった部分というのはいろいろ出てくると思うのです。そうしたときに、柔軟に対応していくということが重要だと思いますので、併せてその辺も要望として申し添えておきたいと思います。

以上です。

渡邊委員

指定校変更については特に問題はないと思います。中学校は3年間で期間が短いといえども、それぞれのご家庭で予定もいろいろとあつたでしょうし、いろいろな気持ちもありますので、このこと自体を丁寧に説明していく。そしてご理解いただくということを前提に対応していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

入野教育長

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

休憩いたします。

午前9時40分休憩

午前9時42分再開

入野教育長

再開いたします。

先ほど小林委員からございました弾力的な運用についての実績については、また後日改めて報告させていただくこととしたいと思います。

その他ご意見はございますでしょうか。

それでは本件に関する協議を終了し、事務局は指定校変更にかかる手続を進めていただきたいと思います。

ここでお諮りをいたします。

協議事項の2番目「『旧中野刑務所正門』の取扱いにかかる意見について」は、意思決定の過程にある案件であることから、意思決定の中立性を確保するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書の規定に基づき、会議を非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議がありませんので非公開と決定いたしました。

(以下、非公開)

(令和2年第5回臨時会における会議録の公開決定に基づき、以下非公開部分を公開)

入野教育長

協議事項の2番目「『旧中野刑務所正門』の取扱いにかかる意見について」を協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは「『旧中野刑務所正門』の取扱いに係る意見について」につきまして、お手元の資料によりましてご説明をいたします。

まず現在までの経過ということでございます。令和元年12月19日に区長から旧中野刑務所正門の取扱いにかかる意見の聴取ということで、教育委員会に対して、その照会がございました。これを受けまして令和2年1月10日の教育委員会で議決をし、16日に中野区文化財保護審議会に諮問を行いました。そしてこのたび7月30日付で中野区文化財保護審議会から答申があり、8月21日の教育委員会第22回定例会で答申の報告を受けたという経過でございます。

2番、中野区文化財保護審議会からの答申内容ということで、これは前回ご報告をさせていただきましたとおり、文化財的な価値について、これも貴重であるということ。それか

ら保存のあり方につきましても、補修等を行い、保存をし、また旧中野刑務所敷地内で保存をするということが、曳家を選択する場合にも、それが認められている。3点目として、公開のあり方、これも随時見学できるような公開の活用。また、建物周辺に門を一望できる十分な面積を確保することが不可欠と。4点目として保存公開の留意点といたしまして、保存と公開を一体として捉え、保存活用計画を検討するといった内容のものでございました。詳細につきましては別添の資料をお読みいただければと思います。

3番目としまして、区長からの意見聴取の内容でございます。区長から求められております内容としましては、一つ目が旧中野刑務所正門にかかる文化財的価値について。次がこの門にかかる保存について。次が公開について。それから意見聴取にかかる留意事項といたしまして、平和の森小学校新校における良好な教育環境の確保についてということでございます。

次に4番目としまして、教育委員会からの意見(案)の協議ということで、区長からの意見聴取につきまして、以上4点につきまして教育委員会として、意見の申出を行う必要があるということで、本日ご協議をいただくものでございます。

また、今後のスケジュールの案といたしましては、この協議の後に議決、そして区長への意見の申出を行う予定でございます。

こちらの資料の説明は以上でございます。

入野教育長

子ども教育施設課長から、先日お願いをしました資料についての説明をしていただけますでしょうか。

子ども教育施設課長

では、お手元の図面の資料でございます。こちらでお示ししてございますのは、まず左上、それぞれの敷地内の㊶㊷㊸、それぞれの敷地の面積をお示ししてございます。下の大きな配置図でございます。こちらは、現行の新校舎整備における基本計画案をまず図面として落とし込んでございます。

それに対しまして門の周り、オレンジで囲われている箇所、これが当初現地に保存するとした場合に、門の周りに確保するスペース。それに対しまして、今回文化財保護審議会の答申で示された門の公開スペースとしてお示ししているのが、赤の実線で囲われていて、緑で表現してございます、こちらが今回示された必要な面積ということで示してございます。

こちらでご理解いただければと思いますのが、今回文化財保護審議会で示されたスペースとしては、当初予定していた学校の計画案に、校舎内に敷地が食い込んでいる。そういった状況をご理解いただけるかなということと考えてございます。

以上でございます。

入野教育長

ここで確認をしておきたいのですが、今の図の㉗と㉘の扱いについてはどうなっていましたでしょうか。もともと㉗だけが学校の敷地ということだったと思うのですけれども。

子ども教育施設課長

ただいま図面のほうで㉗と㉘の部分、そして㉙の部分と、三つに分けてございます。それぞれの特性とといいますか、内容をご紹介しますと、まず㉙の部分、約1万3,340平米でございます。こちらは当初より、従前より平和の森小学校の移転用地として取得を予定していた部分でございます。その後、門を現地保存するという区の考え方の決定に基づきまして、㉗と㉘、こちらにつきましても平和の森小学校用地として、学校用地を拡張するという考え方が当時示されたものでございます。

㉘に関しましては、こちら都市計画上、地区施設道路という取扱いの網がかかってございまして、近い将来には道路状として整備をする必要があるものでございます。現時点においては、そのような考え方の整理が区としてされているところでございます。

以上でございます。

入野教育長

前提としては、門をそのまま現地に残すとしたらということで、こちらも学校敷地として活用することは可能ということで、今は動いているという状況でございましょうか。

子ども教育施設課長

門を現地で保存するという前提のもと、㉗と㉘の部分を学校用地、㉘の部分については暫定的期間の中で、学校用地として活用する。逆に言うと、門を現地保存するという考え方がない当初の考え方では、㉙のみを学校用の建築敷地として考えてございました。

入野教育長

ただいまの説明につきまして、質問等ご発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

今のこの資料の説明の中で、旧中野刑務所跡地というのは、㉗㉘㉙全てが刑務所の跡地ということになるのでしょうか。

子ども教育施設課長

旧中野刑務所の敷地としては、㊦㊧㊨全てが旧中野刑務所の敷地でございます。

渡邊委員

少し混乱してきてしまっておめんなさい。㊦の部分に関しては、これは将来道路にするために、暫定的に利用しても構わないけれども、将来的には返さなければならない。これは「返せ」と言われたら返すのか、それとも何年には返さなければいけないのかという。例えば10年たった時点で、「あと5年以内にここを返してください」とか、返さなければいけなくなるようなことはあり得るのでしょうか。

子ども教育施設課長

この㊦の部分、道路用地として返すといいますか、整備をしなくてはいけない時期としましては、あくまでも㊦の部分、南側を今、道路拡張用地の買収を区として進めているところでございます。その進捗具合によって、㊦の部分の道路整備時期が定まるものと聞いてございます。

今、委員ご質問ございましたように、突然なのかと言われると、そういった意味では突然、いわゆる用地買収の進捗状況によって、すぐに整備が必要だという状況になり得ますので、今の時点で5年先、10年先という見込みはなかなか立ちにくいものなのですけれども、地権者の方との交渉次第によっては突然やはり道路として整備する必要が生じる可能性はございます。

渡邊委員

わかりやすい説明だったと思います。つまり、㊦の部分、学校を新築で建ててしまうと、最低でも50年間は、我々は使うという基本的な頭があるわけで、その50年間にそういった、この通りを整備する必要があるという可能性は極めて高いと判断せざるを得ない。そうしたら、この道路をまたがって建物を建てるということはありませんかと考えてよろしいでしょうか。

子ども教育施設課長

㊦の部分に関しましては、現在でも都市計画上の道路線、予定線が敷いてございますので、まず建築物をこの上空に建てることは不可能でございます。

ですので、今、委員ご質問ございましたように、ここの上に建物という考え方は現時点でとり得ないものと認識してございます。

入野教育長

よろしいでしょうか。よろしければ、区長から主に四つの事柄についての意見聴取を依頼されておりますので、教育委員会としての意見を申し出る必要がありますので、その一つずつについて、協議を進めてまいりたいと思います。

伊藤委員

一つだけ。わかりやすい図をありがとうございます。薄緑色のところが答申で示された門の公開スペースなのですけれども、当初案は工作物ということだったかと思うのですが、今度は公開されるものとしての扱いに変わるということがあると思っています。

その際に、校舎は現状でもう緑のスペースにかかってしまって、当初計画の校舎は建たない感じなのですけれども、これはさらに何かの規制で、もう少し下げなければいけないとか、何かありますか。それともこのくくり、緑のスペースが確保できれば十分だということなのでしょうか。そのあたり、もし何かあれば教えてください。

子ども教育施設課長

委員ご指摘のとおり、今回の文化財保護審議会で示された考え方では、門が工作物という当初の考え方から、いわゆる建築物の取扱いとする必要がございますので、緑で囲われた部分に関しましては、あくまでも建築敷地としては隣地の扱いになります。

それに伴いまして、隣地斜線、高度斜線と申しますが、当初の考え方よりも大きく制限がかかってございますので、そういった点におきましても、新校舎建築上の制限は増大するという考え方でございます。

伊藤委員

斜線の問題もあって、ぎりぎりのところに校舎を建てることは難しいということでも理解してよろしいでしょうか。

子ども教育施設課長

隣地境界から、建物を離す必要性もございますので、今、委員がおっしゃられましたように、より制限がかけられると認識してございます。

入野教育長

それでは区長からの四つの事柄の、まず1番目の文化財的価値についてでございますが、文化財保護審議会の答申では、「明治前・中期の西欧の模倣から脱却し、近代の新たな建築様式を模索し始めた明治末期から大正期の建築物であり、また、わが国の煉瓦造建築の技術的・意匠的到達点を示すものとして極めて重要である。関東大震災や第二次世界大戦の戦災をくぐりぬけ残されたことも、地域の遺産として貴重である。」となっております。こ

れに沿った意見をまとめていくということによろしいでしょうか。

渡邊委員

文化財的価値ということに関しては、十分に我々としても理解しております。

ここでの表現で、「極めて」という言葉を使っているのですけれども、極めて文化財的価値が高いと。「極めて」というのは何となく形容詞的な表現であって、例えば国宝級の価値があるのかとか、世界遺産的な価値があるのかとか、ある程度、そこまでは当然ないとは思っていますけれども、例えば区が指定しなければいけない程度のものなのか、それとも日本全国、東京都として貴重なものなのか。そういうある程度のレベルとしてはどの程度のものなのでしょうか。

文化国際交流担当課長

委員ご指摘のとおり、担当としましては、国宝ですとか都の文化財指定ですとか、そういったものにつきましては、あくまで国の文化庁ですとか、東京都であれば、都の文化財保護審議会が決めますので、区がお話しすることではないと考えます。

ただ、中野区としましては、今後、歴史的にも極めて価値があるということを鑑みまして、文化財保護指定を得られるよう努力はしていきたいと考えてございます。

渡邊委員

改めてここを伺ったのは、例えば中野区としては価値があれば、中野区がお金を払って管理をしていくかもしれない。東京都としても、これはぜひ残すべき価値があるものだという事になれば、東京都もお金を、維持するお金をいただけるかもしれない。国だということになれば、国からもお金をいただけるかもしれないという。今後、維持していく、この次の議題になっているのですけれども、あり方とか、維持の仕方、そこにも関わってくるので、改めて確認をさせていただきました。

そういう意味では、やはり中野区という、そういう考え方でよろしいでしょうか。

文化国際交流担当課長

そのとおりでございます。

入野教育長

他にございますでしょうか。それでは、文化財的価値につきましては、文化財保護審議会からの答申に沿った形で意見を整理することとします。

次の保存のあり方についても、文化財保護審議会から答申が出ております。「創建時の状況を尊重し、技術・意匠に損傷のない形で復原し、さらに補修を施し保存する。また、必要

があれば、文化財的価値を損なわない工法で耐震補強を行う。なお、曳家を選択する場合はその理由を明確にし、真正性を重視し旧中野刑務所敷地内で保存する。」ということでございます。

ここで会議を休憩いたします。

午前 10 時 00 分休憩

午前 10 時 12 分再開

入野教育長

再開いたします。

保存のあり方についてでございますが、何かご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

審議会の答申の中で書かれております、復原・補修といった部分や文化財としての真正性を重視してということについてはよろしいですね。ただ、平和の森小学校校舎建設に影響がない範囲内で、保存については考えていただきたいという意見でまとめていってよろしいでしょうか。

それでは次に、公開のあり方についての協議に入りたいと思います。

文化財保護審議会からは、「文化財保護法の趣旨に鑑み、随時見学できるような公開活用を実現する。できる限り正門内部の空間も有効活用する。その際、最も重要な正面と背面及び側面が一望できる十分な面積を建物周辺に確保し、用地内を整備することが不可欠である。」という答申をいただいておりますが、教育委員会としてもそれに準ずる、公開のあり方でよろしいでしょうか。

伊藤委員

安全な形で有効活用、保存もですけれども。学校用地が近いので、安全ということにも配慮していただけるといいのかなと思いました。

入野教育長

教育委員会の意見としては安全性ということも加味してまとめていくということですね。

ほかにありますでしょうか。

田中委員

随時見学できるということが、どこへ置くかということも含めて、教育活動に影響を及ぼす可能性というのでしょうか、そういうのはあるのでしょうか。あるいは学校運営というか。

子ども教育施設課長

随時公開、見学できる状況ということをご想定しますと、当然学校敷地と明確なセキュリティラインをつくって、児童の安全であったり、当然見学される方の安全もしっかり配慮する必要はあると思いますので、そういった意味での配慮というものは必要になってくると考えてございます。

田中委員

その辺も、今後の検討の課題だと思いますけれども、十分に配慮していただきたいと思っています。

入野教育長

私のほうから質問なのですが、先ほどの図面で言うと、赤で囲った部分については、完全に独立した形にする必要が出てくるだろうということでしょうか。

子ども教育施設課長

完全に分離というか、明確に分ける必要があると考えてございます。

入野教育長

ほかにごございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では公開のあり方については、文化財保護審議会の答申の内容に加えて、安全性ということをご強調して、意見としたいと思います。

それでは最後になりますが、平和の森小学校新校における良好な教育環境の確保についてという視点で、ご意見をいただければと思います。

小林委員

この点についても、教育活動に支障があるかどうかという、公開に伴って、不特定多数の多くの方が周辺に来る可能性がありますので、そういったことをここに付記するのか、前の部分でそれをカバーするのか。そこら辺は検討する余地があるかなと思いますけれども、やはり学校の安全を考えたときに、学級活動を支障なく進めるということをご考えたときに、公開スペースとは相入れない部分があると思いますので、その点は慎重にしていきたい必要があるのかなと思います。

田中委員

良好な教育環境の確保ですけれども、もちろん新校が完成したときもそうですけれども、平和の森小学校はここまでいろいろな、かなり長い経緯がありますので、新校ができるまでの教育環境の確保という視点からも、用地のことも含めて、そういった視点からも配慮

いただきたいと思います。

渡邊委員

意見ということなので、改めて意見を言わせていただきます。4番については、私たち教育委員会にとってはとても重要で、平和の森小学校新校における良好な教育環境の確保、これが一番。そのために、この文章の中で読み違えていただきたくないのは、用地だけの問題ではなくて、時期も含めて、全てにおいて中野区における学校教育の妨げになることは避けていただきたい。それを、表現としては、教育環境の確保を最優先に考えた上で、建設その他等に関わる時期から場所、そういったものをご検討いただきたいというのが私たちの意見かなと思います。

伊藤委員

先ほどのご説明でも、文化財保護審議会の答申で示されたスペースにプラスして学校が建てられない範囲というのが、あるいは学校の建築上の制限というのが生じるということでしたので、子どもたちが学べる校舎を建築するということについて、校地面積が著しく確保できなくなってしまうということはとても困ることなので、そういったことのないように、学校用地以外で確保していただくということはとても大事なかなと思いました。

以上です。

入野教育長

休憩いたします。

午前 10 時 22 分休憩

午前 10 時 27 分再開

入野教育長

それでは再開いたします。

平和の森小学校新校における良好な教育環境の確保については、今までご意見いただきましたように、旧中野刑務所正門を現在の場所で保存・公開することとなると、校地面積が確保できないということから、適切な教育活動を行うことが難しいということ。この門の保存とか公開の考え方については文化財保護審議会と同じであるけれども、保存及び公開の場所については、その真正性を失わない範囲で、学校予定地を十分確保できるように配慮していただきたいということ。また、新校舎開設時期に影響が生じないよう配慮していただきたいということ。こういった方向性のまとめでよろしいでしょうか。

小林委員

それは単なる広さというだけではなくて、当該校の教育課程の適正な実施だとか、教育環境の確保だとか、様々な視点からしっかりと教育委員会としては、それを子どもたちのために保障していかなければいけないという視点だと思いますので、ぜひそれを盛り込んで進めていただければありがたいと思います。

入野教育長

先ほどの田中委員のご意見や、小林委員のご意見から言いますと、平和の森小学校の新校舎の問題だけではないと思いますので、教育委員会として、今の子どもたちの教育環境についても、一言触れるというご意見ということでまとめてよろしいですか。

渡邊委員

とても大切なことで、少し具体的な表現をさせていただきたいと思うのですが、今の教育環境も確保するとか、環境を整備するという意味では、非常に今、大変な状況になっているので、そこも考慮に入れて、区のほかの、当該施設外にも配慮いただけると非常にありがたいなと考えております。

伊藤委員

同じ意見で、保存のプロセス、保存の過程、中途の段階と言いますか、そのプロセスにおいても、また公開後においても、子どもたちの良好な教育が確保されるように、ぜひお願いできればと思います。

入野教育長

それでは、平和の森小学校新校舎の竣工までの期間における、良好な教育環境確保などについても触れていければと考えております。

その他ご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは本件に関する協議を終了し、事務局は次回、議決に向けての準備を進めてください。

ここでお諮りいたします。

本日非公開とした協議事項2番目「『旧中野刑務所正門』の取扱いにかかる意見について」は、会議録の調整及び公開の手続が整い次第、会議録の公開を行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、そのように公開することに決定いたしました。

事務局はただいまの決定内容に従い、当該会議録の公開手続を行ってください。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして教育委員会第5回臨時会を閉じます。

ありがとうございました。

午前 10 時 31 分閉会